免許申請書の添付書類について

・実務経験等を証明する書類

特級・一級・二級ボイラー技士免許、ボイラー整備士免許、ガス溶接作業主任者免許、発破技士免許、高圧室内作業主任者免許又は林業架線作業主任者免許を申請される方は実務経験等を証明する書類が必要になります。

実務経験従事証明書については、**原本**を添付して下さい。

なお、実務経験従事証明書以外の実務経験等を証明する書類（例えば、発破実技講習修了証、ボイラー実技講習修了証等）については、**原本又はそのコピー**を添付して下さい。

・試験免除資格を証明する書面

イ　免許試験結果通知書

原本を添付して下さい。

ロ　実技教習修了証

クレーン運転実技教習修了証、移動式クレーン運転実技教習修了証、又は揚貨装置運転実技教習修了証の**原本又はそのコピー**を添付して下さい。

ハ　免許を受ける資格を有することを証明する書面

資格を証する書面で、卒業証明書等（卒業証明書及び必要に応じて履修単位証明書等）、各種の免状、免許証、職業訓練修了証等をいいます。

申請先の都道府県労働局に**原本又はそのコピー**を持参して下さい。〈卒業証明書等の本籍地はマスキング（黒塗り）して下さい〉

〈郵送で申請する場合も、卒業証明書等は**原本**を添付して下さい。それ以外の書面で保存が必要なものについては、**コピー**を送付して下さい。〉

・本人確認証明書

申請書の申請者氏名、生年月日及び住所の欄に記入した事実を証する書面のことで、住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）、マイナンバーカード（表面のみ）・自動車運転免許証（表裏両面）・在留カード（表裏両面）等の公的な書面のコピーを言います。

写真が無い公的証明書の場合は原則として２つ添付して下さい。

なお、後述の「現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証」のうち新様式（令和3年4月1日以降のもの）のものを添付した場合（氏名、住所等記載事項に変更がない場合に限る）には、本人確認証明書を添付する必要はありません。

・氏名の変更の場合は氏名を変更した事実が分かる証明書

氏名の変更を証明する書面として添付します。

変更前の氏名が記載された住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）、戸籍抄本、自動車運転免許証（旧姓の表記が確認できるものに限る）等を添付して下さい。郵送で申請する場合も、住民票の写し及び戸籍抄本は、**原本**を添付して下さい。それ以外については、**コピー**を送付して下さい。

本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。

・旧姓を使用した氏名又は通称が記載されている住民票の写し等

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、旧姓又は通称が記載された住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）等の公的な書面を添付します。本籍地の記載がないもの又は本籍地をマスキング（黒塗り）したものとして下さい。

・免許の有効期間の更新を受ける資格を有することを証明する書面

免許の有効期限の満了前1年間にボイラー又は第一種圧力容器の溶接の業務に従事し、かつ、免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器のすべてが溶接検査に合格していることを証明する書面のことです。（郵送の場合も**原本**送付のこと。）

なお、この書面に替えて機械試験結果及び試験を行ったテストピースを提出することができます。詳細については、申請先の都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

・免許証滅失事由書

免許証を滅失した経緯を明らかにする書面のことで、具体的な滅失経緯を書き、住所及び氏名を記載して下さい。詳細については、都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

・労働安全衛生法関係既得免許証

イ　申請に直接関係する免許証

「免許証の損傷による再交付申請」「免許証の記載事項等を変更する再交付申請」、「新様式の免許証の発行を希望する場合の再交付申請」「書替申請」「免許更新申請」においては、**従前の免許証を添付**して下さい。なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピーを申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（原本確認）を受けたコピーを添付して下さい。

申請窓口に持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。なお、この場合従前の免許証には穴開けをいたします。

ロ　現在所持している他の労働安全衛生法関係免許証

労働安全衛生法に基づく他の免許証を持っている場合には、今回申請する免許証と統合のうえ新しい免許証が交付されますので、現在持っている他の免許証を添付する必要があります。

なお、提出された従前の免許証は申請先の都道府県労働局で処分いたします。所持している免許証を当面携帯する必要がある場合や希望により従前の免許証を必要とする場合は、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へ免許証及びそのコピー（コピーは全面コピーしたものが必要です）を申請書とともに持参し、原本と相違ない旨の確認（原本確認）を受けたコピーを添付して下さい。申請窓口に持参される場合は申請時にその旨申し出て下さい。なお、この場合従前の免許証には穴開けをいたします。